

高砂市がん患者アピアランスサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県がん患者アピアランスサポート事業実施要綱（令和3年4月1日制定）の規定に基づき、薬物療法又は放射線療法による脱毛、手術療法による乳房切除等がん治療による外見変貌を補完する補正具の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) この要綱による助成の対象となる補正具（以下「助成対象補正具」という。）の購入時にがん患者が市に住所を有する者であること。
- (2) がんと診断され、その治療を受け、若しくは現に受けている者又はその者の相続人であること。
- (3) 次条に定める助成対象補正具を購入していること。
- (4) 過去に県内の市町から、助成対象補正具に係るこの要綱による助成と同種の補助を受けていない者であること。ただし、相続人として助成を受けた場合を除く。
- (5) がん患者自身が助成を受けようとする場合には、第5条第1項の規定による申請をした時に市に住所を有する者であること。

(助成対象補正具)

第3条 助成対象補正具は、次の表のとおりとする。ただし、附属品及びケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）並びに購入のために要した交通費及び郵送費等は、対象外とする。

区分		要件
1	医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する原則医療用のもの（装着時に皮膚を保護するネットを含む。）とし、1人1台に限る。
2	乳房補正具	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着（下着とともに使用するパッドを含む。）又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）とする。ただし、人工乳房については、両側乳がんを除き、1人1台に限る。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、第2条に規定する対象者1人につき、前条の表に掲げる補正具の区分ごとに次に定める金額とする。ただし、補正具の購入金額が当該金額に満

たない場合は、購入実額とする。

(1) 医療用ウィッグ 5万円

(2) 乳房補正具 次のいずれかとする。

ア 補正下着（下着とともに使用するパッドを含む。） 1万円

イ 人工乳房 5万円

（助成の申請）

第5条 第2条に規定する対象者で助成を受けようとするもの（その者が未成年の場合はその法定代理人。以下「申請者」という。）は、高砂市がん患者アピアランスサポート事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類添えて、市長に提出しなければならない。

(1) がん治療に関する説明書、診断書、治療方針計画書等（がん治療を受け、又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は乳房の変形があることを証明する書類に限る。写し可）

(2) 助成対象補正具の購入に係る領収書（がん患者の氏名、購入した年月日、品名、金額及び台数の記載があり、かつ、医療用ウィッグ（帽子を含む。）にあっては医療用であること、乳房補正具にあっては補正下着又は人工乳房であることが、当該領収書の備考等に記載されているものに限る。写し可）

(3) 別表に規定する所得額を証明できる書類（写し可）。ただし、市で確認が可能な場合は、省略できるものとする。

(4) 助成金の振り込みを希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号が確認できるものの写し

(5) 相続人が申請者である場合には、相続人であることを証明する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 4月から12までの間に助成対象補正具を購入した場合 購入日の属する年度内

(2) 1月から3までの間に助成対象補正具を購入した場合 購入日の翌日から起算して90日を経過する日まで

3 市長は、第1項の規定による申請が行われた日を基準に、助成対象年度を決定するものとする。

4 市長は、助成の実施及び審査のため必要があると認めたときは、申請書の記載事項について、申請者、治療を行った医療機関及び購入先に対して、意見を聴取することができる。

5 第1項の規定による申請は、第2条に規定する対象者1人につき、第3条の表で掲げる補正具の区分ごとに1回を限度とする。ただし、相続人として申請をする場合は、この限りでない。

（助成金の支給決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、助成金を交付するものと決定したときは、高砂市がん患者アピアラントサポート事業助成金交付決定通知書（様式第2号）を速やかに申請者に送付するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないものと決定したときは、その理由を付した高砂市がん患者アピアラントサポート事業助成金交付不承認通知書（様式第3号）を速やかに申請者に送付するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

（関係台帳の整備）

第8条 市長は、高砂市がん患者アピアラントサポート事業台帳（様式第4号）を備え、これに必要な事項を記載しておくものとする。

（個人情報の取扱い等）

第9条 市は、この要綱による助成の実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

（周知等）

第10条 市は、この要綱による助成について周知を行い、利用機会の拡大に努めるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の高砂市がん患者アピアラントサポート事業実施要綱の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第5条関係）

助成対象補正具に係るがん患者	提出書類
未成年の場合(既婚の場合を除く。)	助成対象補正具に係るがん患者と生計を一にする親権者全員の前年(1月から5月までの申請にあっては前々年。以下同じ。)の所得額(下記に定める所得額をいう。以下同じ。)の合計が分かるもの
成年(民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年をいう。)かつ未婚の場合	助成対象補正具に係るがん患者の前年の所得額が分かるもの
既婚の場合	助成対象補正具に係るがん患者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)を含む。)の前年の所得額の合計が分かるもの

別記

別表(第3条第4号関係)に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第一項に規定する総所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第二項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等

の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者27万円
- (4) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者35万円
- (5) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者27万円